

ひょうごの福祉

つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり

特集

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制づくりの
はじめの一歩

～チームでわがまちをデザインする～

笑顔輝く 共生のまちづくり
あなたのまちの福祉活動
キラリ★社会福祉法人
セルフヘルプグループのリアル
私の物語
県社協TOPICS

おの桜づつみ回廊は
4km続く圧巻の桜並木で、
桜トンネルや田んぼの水面に
桜が映り込んだ逆さ桜が
幻想的です。
(小野市)

手軽に読める
「ひょうごの福祉」
WEBサイト



ふくみ
福美ちゃん

ひょうた
兵太くん

ふくさん

2024
3-4
No.852

この機関紙は赤い羽根共同募金
配分金により発行しています。

地域共生社会の実現に向けた 包括的な支援体制づくりの はじめの一步 チームでわがまちをデザインする

平成30年施行の改正社会福祉法により、市町
行政による「包括的な支援体制づくり」が義務
化されました。しかし、この取り組みは行政の
裁量範囲が広く、地域の実情に応じた柔軟な制
度設計が求められ、いまだ模索が続いています。
今回の特集では、関係者がチームとなってどの
ように体制づくりを進めるのか、その足掛かり
までの進め方を紹介します。

写真右上から

親子・高齢者・障害者、誰もが利用できる「みんな食堂」などを開催する
地域の拠点（明石市）

障害者とともに過疎集落の高齢者へ移動販売。助けられがちな障害者が助ける側へ
（淡路市）

体制づくりに向けて、市・市社協で協議を重ね、チーム形成の機運が高まる
（南あわじ市）

行政区ごとの地域づくりを住民が話し合う場にケアマネジャーなども参加して
暮らしの知恵を知る（養父市）



「地域共生社会」とは

私たちが目指す「地域共生社会」とは、「年齢、性別、障害の有無、言語、文化などの違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかげがえのない人間として尊重し合い支え合う社会」です。

しかし、現実には、生活困窮に陥った人、障害のある人、引きこもりの人、外国人など、社会から孤立している人や排除されやすい人が存在しています。

令和3年施行の改正社会福祉法により、※「包括的な支援体制づくり」（以下「体制づくり」）を進めるための行政の任意事業として「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」）も創設されましたが、体制づくりの前に、まずは、差別・偏見を含めた孤立や排除が現に存在していることを認識し、地域社会に対して、地域生活課題を抱える人を正しく理解するよう働きかけることが重要です。

また、制度や行政の事業、福祉専門職による支援だけで、地域共生社会を実現できるわけではありません。住民同士が出会い、交流し、お互いを知る場や話し合う機会を通じて、地域での気に掛け合う関係づくりをセットで進める取り組みが求められます。

※「包括的な支援体制づくり」

法律では「包括的な支援体制の整備」と規定されていますが、この特集では「体制づくり」と表現します。

助けられがちな障害者が地域の高齢者を助ける側へ（淡路市社協）

「地域共生社会の実現に向けた取り組み例」

淡路市社協が

運営する「いつかしの杜」（就労継続支援B型）は、障害者とともに、買い物が困難な市内の小規模な過疎集落に移動販売を実施しています。

住民からは

「近所に店がなくなり、近くまで来てもらえるのは助かる。ありがたい」という声があります。当初、販売を担当する障害者の慣れない対応に住民が苦言を呈することもありました。しかし、回を重ねるうちに障害者への理解が進み、少しずつ、住民と障害者の間につながりが生まれています。

「計算間違えたらあかんから、ゆっくりでええで」と声をかけたり、「あの兄ちゃん、この前、帰りの車の窓から手を振ってくれるようになったんよ」と随行する職員に嬉しそう話したりする場面もあります。

障害者に高齢者があがとうと伝えたり、障害者のちょっとした変化を高齢者が語ったりする。助けられがちな障害者が助ける側への転換につながる取り組みが続いています。



体制づくりが求められる背景

近年の社会変動により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーに象徴されるように、地域社会、安定した雇用とうまく結びつくことが難しい「社会的なつながりが弱い人」の課題が顕在化しています。

このような人（世帯）は、社会的に孤立していることで、より深刻な状況になることが少なからずあり、そういった問題は今後も増加していくことが予想されています。

一方で、複合多問題や制度の狭間の問題を抱えている場合、現行の制度では、単一の機関だけでは対応できないにもかかわらず、分野を超えた支援が不十分で、ライフステージで分断されてしまうという問題があります。

体制づくりは、このような状況を解決するため、行政の責務として社会福祉法に位置づけられました。「縦割り」を包括化し、重度化する前に早期に発見し、早期に対応（予防）する仕組みとしての体制づくりが求められています。

これまでの取り組みを いかした体制づくり

体制づくりは、何か新しいことばかりに取り組みうというものではありません。冒頭に

も述べたとおり、地域の実情に応じた柔軟な制度設計や推進方を検討するためには、「あるものをいかす」という観点に立つことが大切です。

例えば、重層事業には、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」といった細かな事業が用意されていますが、「個々の事業をどう運営するか」ではなく、「どう一体的に実施するか」を考える必要があります。

その際、改めてポイントとなるのは、これまで各市町で積み上げてきたさまざまな取り組みを可視化して組み直し、再構築（リノベーション）することです。

体制づくりは、関係者が本来の機能を発揮し、行政や専門職だけでなく、住民や地域のさまざまな主体が「チーム」となって整える仕組みです。

つまり、その本質は小地域を起点とした重層的な「ネットワーク」と「連携・協働」であり、①行政・専門職間のネットワーク、②住民と専門職などのネットワーク、③住民間のネットワークの3つの協働（ネットワーク）について、これまでの蓄積をいかして充実させることが重要となります。

体制づくりの進め方

ここからは、体制づくりに向けて、前述のこれまでの蓄積をいかしたネットワークづくりに至る「足掛かり」までの進め方について、

5つのステップに分けて紹介します。

ただし、協議の進捗やチームメンバーの意識の度合いによって、ステップ1〜5が行き来することがあります。「できるところから」で進めることができ、次のステップへ進めることができます。協議するメンバーもまずは庁内や社協から、徐々に相談支援機関や地域住民に広げることもできます。あまり最初から決めすぎず、柔軟に話し合いを進めることが大切です。

*具体的な進め方は、令和6年3月末発行予定の「令和5年度包括的支援体制づくり推進会議 報告書」を参照してください。本会ホームページに掲載します。

【ステップ1】行政と社協の意識づくりに向けた場づくり（チーム形成の基盤）

人口減少、資源減少の中、前述のような社会的孤立を背景にした課題に対応していくためには、どのような支援体制や社会資源が必要か、行政と社協間で検討を重ね、共通理解を得ておくことが必要不可欠です。ただし、最初からチーム形成ができるわけではなく、すべてのステップの過程を通じて成し得るものと考えていくことが大切です。

庁内や社協の担当者同士の協議を通じた多機関協働マニュアルの作成（伊丹市）

伊丹市では、多機関協働事業を取り組むにあたり、令和3年度、市、社協の相談支援窓口の担当者らで構成する「包括化支援担当者会議」を設置しました。

月1回、各担当が抱える悩みや連携課題の

共有、その原因の検討などを通じ、相互の業務理解、丁寧なつなぎ方の必要性について共通認識を深めました。

その上で、重層的支援会議・支援会議でどのようなケースを扱うのか、開催頻度やモニタリング方法、出席者の心構えなど、1年かけて話し合い、令和4年5月に「多機関協働事業マニュアル」としてまとめました。

現在でも意識していることは、重層事業の担当が一方的に作ってしまうのではなく、メンバーで協議しながら決めることを心がけています。



【ステップ2】チームで行う3つの点検

（1）相談支援機関の滞留ケースの洗い出し

滞留ケースの洗い出しとは、児童・障害・高齢・生活困窮・生活保護といった各分野の相談支援機関において、制度の狭間や複合多問題など、定型の対応では課題の解決が困難なケース（滞留ケース）の抽出を行うことです。併せて、人員体制、機関同士の連携課題など、相談支援体制の課題も洗い出しをします。

（2）地域の協同力アセスメント

重層事業の三本柱の一つの「地域づくり」は、地域福祉の長年にわたる蓄積の上にあります。まずは、その蓄積の上にある地域の現状について点検することがとても大切です。その際、

要となるのは、地域福祉の推進を目的とする社協です。社協は地域の現状把握や共有の中心的な役割を担います。

(3) 自治体セルフチェック

セルフチェックの目的も、これまでの各市町の蓄積をいかすことです。主な着眼点は、
①地域福祉計画などを通じた基盤整備、②既存施策を活用した地域づくり、③庁内連携・多機関協働の3つの現状です。(実際の点検項目は、前述の報告書を参照してください)

【ステップ3】3つの点検を通じた課題整理

ステップ2の3つの点検を通じて、包括的な支援体制(＝ネットワーク)の整備に向けた課題の抽出・整理を行います。その際、圏域(自治会/小学校区/中学校区等)で整理すると次のステップ4につなげやすくなります。

課題整理の際の着眼点(例)

- 早期発見、早期対応できるネットワークをつくるにはどうすればいいか。(相談支援機関のアウトリーチによる住民と専門職の関係づくり、小学校区の既存資源を相談窓口として位置づけるなど)
- 身近な圏域での住民同士の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいか。(自治会域での住民が気になる人について話し合う機会づくりなど)
- 日常生活圏域での住民・専門職の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいか。

か。(小学校区での住民・専門職の合同での話し合いの場づくりなど)

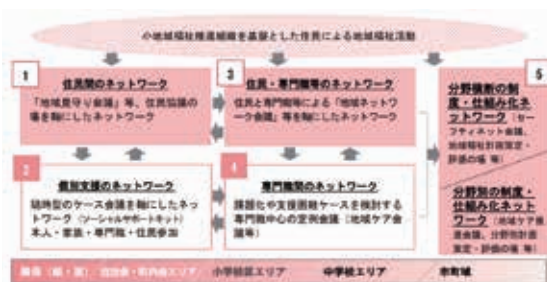
●庁内・専門職同士の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいの。(庁内での会議設置や人材配置、中学校区での行政・専門職同士の連携会議の設置など)

【ステップ4】ネットワーク形成図の作成

これまでのステップを踏まえて、次の手順で包括的な支援体制の本質である「ネットワーク」の形成図を作成します。

- ①重層的な圏域及び各圏域の機能を描き出す
- ②各圏域の組織・話し合いの場などの現状を描き出す(ステップ2の「地域の協同力アセスメント」を活用)
- ③これから「あつたらしい」「必要だ」という体制を描き出す

小地域を起点としたネットワーク形成図のイメージ ～「地域福祉ネットワークの構成 5つのネットワーク」～



出典：兵庫県社協『『地域共生社会』の実現に向けた社協活動指針』(H31.3)

【ステップ5】ネットワーク形成図を機能させるための検討と進捗管理

ネットワーク形成図を作成したら終わり、ではまさに「絵に描いた餅」です。形成図を関係者がチームとなって点検し、実情に応じた柔軟に改善していくことが大切です。

そのためには、重層事業の実施計画を含む地域福祉計画、社協の地域福祉推進計画の両計画において、進捗管理の仕組みに位置づける必要があります。

体制づくりは、住民・行政・社協が協働で進める

体制づくりは行政の責務で進める必要がありますが、制度や相談支援ばかりでは、地域福祉推進の主体である住民同士の関係づくりは進みません。福祉専門職や行政が地域に出向き、住民の自然な交流や支え合いを知ること、身近な地域での住民らの話し合いの場に参画し、住民との顔の見える関係をつくることや、気になるケースがあつた場合に一緒に訪問するなど、身近な地域での住民との協働が不可欠です。

今回示した方策を活用しながら、住民とともに、行政がイニシアティブを発揮しつつ、社協は地域づくり支援の役割を担いながら、多様な主体がチームとなって話し合いを継続し、地域共生社会の実現を目指すことが求められます。



笑顔輝く

“笑顔”と“共生のまちづくり”につながる取り組みをレポート

共生のまちづくり

二か月に一度、尼崎市内の公共施設を利用して中学生や高校生たちがシェフとして料理をふるまう「ティーンズビストロ」。地域の大人たちの見守りの中、子どもたちが自分らしくいきいきと活躍できる居場所になっています。



未来につなぐれ！

「ティーンズビストロ」

「おいしい」だけの笑顔じゃない

ティーンズビストロは、子どもがさまざまな形で活躍できる居場所があればと、市内のスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）たちが子どもたちに声を掛けてはじめました。子どもが「お客さん」になる子ども食堂とは異なり、SSWや社協のサポートのもと、子どもたちが自身が会場の準備や調理をすることで、自分で作る喜びや達成感を感じたり、自分らしさを感じられるような空間です。

子どもたち一人ひとりが尊重され、「自分」を表現していい場所だと実感できるからこそその変化があります。お客さんとして招かれた家族や学校の先生、地域住民、市社協や市役所、少年サポートセンターの職員も、そんな子どもたちの姿に元気をもらい、自然と笑顔が広がります。



地域で子どもを見守っていく

普段から学校や地域で関わりのあるSSWが声を掛けることで、子どもたちが安心して活動できるような場になっています。運営に携わるSSWの黒光さん（くろみつ）は、「尼崎市立花地域振興センターと市社協の協力により行っています。大人に何かしてもらうのではなく、自分の作った料理を提供することは、役割を果たした実感が持て、自信につながります。地域の中で自分が認められ、大切にされた経験があれば、将来どこで暮らすことになっても、誰かとつながるこ

とを覚えていてくれると思うんです」と子どもたちの変化と将来に向けて語ります。

運営や、子どもへの関わり方を一緒に考える市社協の地域福祉活動専門員の友永千恵子（ともながちえこ）さんは、「私たちは、活動の中心である子どもたちが『もっと大きな世界を見たい』と思った時にそと外の世界につなぐ、活躍の場を増やせるようつかず離れず見守ります」と地域とのつながりの大切さを強調します。

地域で子どもを見守り、子どもたちが自分自身を尊重される経験をする中で、自分を肯定し未来を生きていく力を養える場所が大切です。子どもたちの未来に向かつて、ティーンズビストロの活動は続きます。



みんなでにぎやかに「いただきます」

取材を終えて

黒光さんたちの熱い想いがあふれる取材現場でした。ティーンズビストロの活動には、子どもたちの中に体験したこと、感じたこととして残り、ずっと支えになっていきたいという大人たちの願いがこめられていると感じました。

ティーンズビストロ

連絡先：尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部
立花むすぶグループ
電話：06-4950-5007

あなたのまちの 福祉活動

共生のまちづくりに
向けて市町社協が
関わるさまざまな
福祉活動を紹介します。



この活動を紹介してくれたのは

豊岡市社会福祉協議会

☎0796-23-2573

豊岡市社協

検索



「みんな 仲良く 未来に向けて」 竹野南地区での暮らしを考える

竹野南地区にあるコミュニティ組織「わいわいみ・な・み」は、高齢化や過疎化、農地の荒廃など同地区が抱える課題をみんなで考え、解決することを目的に活動しています。課題の整理や、その解決に向けた企画の立案・実行に、地域の住民や団体、事業所などが参加する活動の背景には、地域での福祉活動の積み重ねの歴史がありました。

「誰が何をしてくれるのか」ではなく 「自分に何ができるのか」

竹野南地区の住民が少子高齢化、過疎化について考え始めたきっかけの一つは、約30年前の4つの小学校の統合でした。住民が集落の存続に危機意識を持つようになった頃、ボランティアグループ「よつばの会」代表の富森とも子さんは、「支援を待つのではなく、自分たちでできることは何か」と考え、いろいろな人が出会い、楽しく過ごす場所を自分たちでつくろうとサロン活動に取り組みました。時には出張サロンも開催し、地区全体で福祉活動の基盤が築かれていきました。

そんな中、豊岡市から地域コミュニティの推進という方針が打ち出され、同地区でも平成27年に地域コミュニティ組織の設立準備委員会を設けるなど、区長会はじめ住民が、どんな組織を作るか検討を重ねました。平成28年には「交流広場」を開設し「よつばの会」による喫茶が始まるなど、活動と話し合いを積み重ね、平成29年に「わいわいみ・な・み」が組織化されました。

また、同時期に開所したコミュニティセンターについては、活動の拠点となることを具体的に意識しながら「どんな活動をしたいか」「そこには何の機能がほしいか」と議論を交わし、市に要望を行いました。



ささえ愛
通所サロンの利用者も
大活躍！



交流広場には
バスの待ち時間に
立ち寄る人も

自分たちでつくる、 竹野南地区みんなの活動

地区の住民は、お互いが支え合って暮らしていくために、地域の現状や課題を話し合い、必要なものを手づくりで生み出していきます。住民が生活や活動の中で見つけた気づきが「わいわいみ・な・み」に寄せられると、課題解決に必要なメンバーが集まって企画し実行します。例えば、コミュニティセンターに舞台幕がないことから立ち上がったプロジェクトチームでは、裁縫が得意な女性や経験豊かな高齢者が中心となり舞台幕づくりを行いました。

活動は多岐にわたり、「交流広場」では、喫茶のほか住民が作った野菜を購入できる「市場」も開催。介護予防の場としての「ささえ愛通所サロン」や見守り訪問を行う「ささえ愛生活支援サービス」の実施や、集落ごとの防災マニュアルづくりなどの取り組みも行われています。

活動の中では、時には生活上の悩みを相談したり、最近見かけない近所の人の情報を伝えあったり、住民のさまざまな話がでてきます。話を聞いた住民と「わいわいみ・な・み」のスタッフが連携して、気になる人の様子を見に行ったり、時には社協や民生委員・児童委員など関係機関に相談したりしています。

広がりを見せる活動について、富森さんは「楽しそうでしょ。地域の取り組みって楽しいことがないとやっていけないんじゃないかな」と住民みんなで活動を続けるための極意を語ってくれました。

暮らしを支える地域公益活動を紹介します。

キラリ★社会福祉法人

西脇市社会福祉法人連絡協議会 (ほっとかへんネット西脇)

法人職員が活動の主体となるほっとかへんネットを目指して

西脇市社会福祉法人連絡協議会（以下「ほっとかへんネット西脇」）では高齢・保育・社協の市内13法人が参画しています。

設立からこれまでの活動内容、今後の展望を紹介します。



高齢者とこども園の
園児の交流の様子。
ほっとかへんネットの
参画により実現しました

法人職員に 「ほっとかへんネット」を 知ってもらうことから

西脇市では平成29年に準備会を立ち上げ、平成31年にほっとかへんネット西脇を設立。設立後最初の活動として、各法人の地域公益活動を中心に紹介するパンフレットを作成しました。お互いの法人が取り組む地域公益活動を共有した上で、ほっとかへんネットを法人職員にも知ってもらうことが狙いです。

次に、地域住民への情報発信として、自宅で簡単に作れる献立レシピ集を作成して配布。各法人自慢の給食レシピを参考に、コロナ禍でも取り組める活動を行いました。レシピの作成には、各法人から1名栄養士が参加。初めてほっとかへんネットの活動に参加した職員が多く、自分達が活動メンバーであるという認識も芽生えました。レシピ集は市内約1万7千世帯に配布され、ほっとかへんネットの存在を地域住民に知ってもらう機会となりました。

令和5年度には、地区ごとに開催される一人暮らし高齢者の食事が再開され、法人職員が運営補

助として参画。食事会には在宅介護支援センターの相談員や、こども園の園児が参加するなど、高齢者の見守りと園児の多世代交流の場にもなりました。

また、新たな取り組みとして、学用品ドライブも実施しています。生活困窮世帯に学用品を求めるニーズがあることをきっかけに、各法人が施設内外で提供を呼び掛け、ランドセルや書道セットなど、学校生活の必需品が多く寄せられました。

社協が窓口となり配布をすすめています。学用品以外の困りごと相談に応じて、支援の輪を閉ざさないよう心がけています。

地域に必要とされる 法人であり続けるために

さまざまな取り組みに着手していますが、「ほっとかへんネット西脇の活動は始まったばかりです。今後の目標は『法人職員同士の顔の見える関係性の構築』『地域に必要とされ続ける法人づくり』です」と伊達恵一^{だてけいいち}会長は話します。

施設長や園長など法人のトップ同士のつながりは以前よりありますが、職員間のつながりをこれからさらに深めるための取り組みに

力を入れる予定です。まずは法人職員が気軽に集まる機会を設けて顔見知りになり、ほっとかへんネットが自分たちの活動だという認識を広げていきます。

こうしたつながりを基盤として、将来的にほっとかへんネットとして地域課題の解決につながる活動に取り組み、結果として社会福祉法人が地域に必要とされる存在であり続けることを目指しています。今後法人職員が活動の主体となるよう、関係づくりを深めていくほっとかへんネットの活動が期待されます。



いきいきふれ愛まつりで学用品ドライブへの協力を呼びかけました

ほっとかへんネット西脇
事務局…西脇市社会福祉協議会
TEL…0795・22・5400

県内に拠点を置いて活動する自助グループを紹介します

セルフヘルプグループの

リアル



兵庫県医療的ケア家族会

医学の進歩により、重い病気などを抱えて生まれてきても救われる命が増えたことにより、日常的に医療的ケア※を受けることが不可欠な「医療的ケア児者」も年々増えています。本人とその家族、支援者が中心となり、令和4年4月「兵庫県医療的ケア家族会」が発足しました。

今回は、世話人である中元恭世さん^{なかもとやすよ}、分部晴代さん^{わけへはるよ}、角裕美さん^{すみひろ み}にお話を伺いました。

※人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

グループの概要

名 称 兵庫県医療的ケア家族会
ホームページ <https://hyougokenikea.wixsite.com/2022>
連絡先 hyougokenikea@gmail.com



Q1. 会を立ち上げたきっかけは

A. 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことをきっかけに、医療的ケアが必要な本人や家族、支援者を一つにつなぐ全国組織「全国医療的ケアライン（通称：アイライン）」が、各都道府県単位の家族会を会員として設立されました。当時県内には、県単位の家族会はなく、これに呼応して、「西宮市肢体不自由児者父母の会」の会員などが中心となって会を立ち上げ、活動をスタートしました。現在、会員50名程度で活動しています。

Q2. 現在どのような活動に力を入れていますか

A. 医療的ケア児者は、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠です。就園・就学時期は教育・保育施設や学校への送迎、そこでの日中のケアなど、ライフステージによって、必要なサービスも異なります。看護師やヘルパーなど専門職による支援が制度として整備されつつありますが、生活の全てがカバーできるわけではありません。自治体によって使える制度もさまざまなため、複雑な支援施策・サービスの種類や利用方法、自治体の状況などの情報提供が活動の大きな柱になっており、主に全国の動きやセミナー情報を毎月メール配信しています。

もう一つの柱に、会員同士の交流があります。「アイライン」主催のサークルがあり、全国各地の会員がオンラインで参加しています。日々の生活に役立つ情報やケアする中で生じるさまざまな思いを共有し、わかち合うことができる、大切な場になっています。県内の身近な交流活動としては、オンラインの防災セミナーや、家族だけでは少し難しい日帰り旅行など、試行錯誤しながら進めています。

Q3. 今後の目標は何ですか

A. 会が設立して2年、阪神間に住む会員が多く、県内でつながることができていない地域がまだまだ多いと感じています。誰ともつながれず、一人で困りごとを抱えている人がまだいるのではないかと。人数にすればわずかかもしれませんが、求めている人は必ずいると思います。今は、ホームページの作成、会員が利用するサービス事業所でのチラシ配布、県が設立した加西市にある「医療的ケア児支援センター（医療福祉センターきずな）」を訪れる相談者に会を紹介してもらうなどして、会の存在、つながれる居場所があることを呼びかけています。もっと仲間が増えたら、県内の医療的ケアの現状を調査し、私たちの声を広く発信していきたいです。

私の物語

このコーナーでは、地域福祉のキーパーソンや実践者・当事者らのエピソード・思いを紹介していきます。

私のモットー

心を常に
ニュートラルに保つ

選手の「勝ちたい」を支えたい

こんどう きみのり
近藤 公範 さん

電動車椅子サッカー日本代表監督
小学校教諭（丹波市）

Personal History

平成13年 電動車椅子サッカーと出会う
平成14年 「Red Eagles兵庫」を選手と共に設立 監督就任
平成19年 第1回パワーチェアフットボールW杯（東京）
日本代表アシスタントコーチ ※以下W杯
平成22年 第2回W杯（フランス・パリ）日本代表アシスタントコーチ
令和元年 第4回W杯 アジア・オセアニア予選（オーストラリア・シドニー）日本代表監督
令和5年 第4回W杯（オーストラリア・シドニー）日本代表7位



電動車椅子サッカーとの出会い

赴任した特別支援学校の卒業生が電動車椅子サッカーを手伝ってくれる人を探していると聞き、少し興味があったので練習に見学へ行ったことが、電動車椅子サッカーとの出会いでした。そのチームは、電動車椅子サッカー教室からできたチームで、そこでプレーする選手たちは、リハビリや交流などサッカーに関わる想いはさまざまでした。何度か選手たちと関わるうちに、「楽しむだけでなく、勝てるチームを作りたい」という想いを持った選手があり、私自身本格的なサッカーの経験はありませんでしたが、その選手達と共に小野市の体育館を拠点に「Red Eagles 兵庫」を立ち上げました。

選手達と練習を重ねながら、「上手くなりたい」「勝ちたい」という気持ちをチームとしてどう実現することができかを選手たちと一緒に考えています。

日本代表監督としての心構え

選手達は、筋ジストロフィーや脊髄損傷、脳性麻痺などの重度障がいを抱えており、W杯のよう

に飛行機での渡航を伴う場合、呼吸状態や血中酸素濃度の管理などの医療面でのサポートが必須となります。医療関係者を中心としたメディカルスタッフ、競技用電動車椅子メンテナンス担当のメカニカルスタッフなどのスタッフやその関係者など、多くの人達が関わっています。

監督業以外にも、スタッフ間の調整や競技を知ってもらうための広報活動にも力を入れてきました。

また、チームづくりとして大切に行っていることは、選手とのコミュニケーションです。プレーだけでなく、イメージや想いもつながるよう、「得意なプレーは何か」「何を大切にしてほしいか」「どうすればもっとチームとしても個人としても良くなるのか」など、選手たちに問いかけながら一緒に考えるようにしています。

今後の目標

私たちが所属している日本電動車椅子サッカー協会は、日本障がい者サッカー連盟（JIFF）に所属する障がい者サッカー7団体の1つです。今回のW杯では、日本障がい者サッカー連盟（JIFF）が所属する日本プロ

サッカー協会（JFA）のA代表と同じ八咫鳥のユニフォームを、初めて着用することができました。今大会を通して、戦術の浸透や選手個々の判断力を高めていくことが、次の2026年W杯（アルゼンチン・ブエノスアイレス）に向けての課題だと感じました。

電動車椅子サッカーは、想像以上にスピーディーかつアクティブで、パワフルな競技です。今後も選手達のスキルアップや競技の広報・普及活動に全力で関わっていきたくと考えています。少しでもこの競技や選手たちを知っていただき、多くの方にサポートいただけたらいいです。



選手とのコミュニケーションを一番大切にしています

電動車椅子サッカー（国際的呼称：パワーチェアフットボール）詳しくはホームページをご覧ください。

JIFF | 一般社団法人
日本障がい者サッカー
連盟



JPFA | 一般社団法人
日本電動車椅子サッ
カー協会 (web-jpfa.
jp)



令和6年能登半島地震への
県社協の対応について

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする地震が起こり、石川県内で最大震度7が観測されました。石川県、新潟県、富山県を中心に甚大な被害があり、現在も12,293名の方が避難所での生活を余儀なくされています。

※令和6年2月28日時点

県社協では、1月4日に災害救援本部を設置し関係機関と情報共有を行うとともに、近畿ブロック幹事県として、近畿ブロックから被災地社協への派遣調整業務を行っています。

兵庫県内からは、石川県の七尾市社協へ災害ボランティアセンターの運営支援などのために、県社協・県内市区町村社協職員が、1月25日から3月2日までの9クールで延べ28名、被災世帯などへの生活福祉資金（特例貸付）の借入申込みや相談支援のたに、穴水町社協へ1名が派遣されました。

また、福祉施設の職員が被災地の避難所などで福祉支援を行うDWAAT（災害福祉救援チーム）の派遣も予定されています。

県内から被災地への派遣は当面

の間継続する予定です。詳細については次号特集でお伝えします。

義援金の募集

被災地支援の方法のひとつに、被災者に直接わたる義援金があります。詳細は各ホームページをご覧ください。

義援金	令和6年能登半島地震兵庫県義援金	令和6年能登半島地震災害義援金
実施主体	義援金募集委員会 (県、県議会、県地方4団体、県社協ほか)	社会福祉法人中央共同募金会
実施期間	令和6年1月4日～令和6年4月30日	令和6年1月5日～令和6年6月28日
ホームページ		



令和5年度共同募金運動へのご協力ありがとうございました

10月1日より実施した共同募金運動に、多くの皆様から温かいご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。県内における12月末までの実績は、一般募金429,665,408円、地域歳末たすけあい115,776,508円、NHK歳末たすけあい15,290,869円です。

現在も一部地域では、特定のテーマに沿った福祉活動へ配分する「テーマ型募金」を3月まで実施しています。また、企業などと連携して寄付付き商品を販売する「募金百貨店プロジェクト」も、一部店舗で行っています。引き続き、共同募金へのご協力をよろしくお願い申し上げます。



「かもめベーカリー」（三田市）では、クリームパン1個の販売につき2円を三田市共同募金委員会へご寄付いただく「三田のまちを良くするしくみ たっぷりカスタードで社会貢献プロジェクト」を実施しています。平成31年1月から毎月継続されている取り組みです。

全国の都道府県共同募金会では、災害に備え、募金実績の一部を「災害等準備金」として毎年積み立てています。

このたび、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受け、被災地でのボランティア活動に対する支援のため、兵庫県共同募金会から14,192,000円を拠出しました。

一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

貸付事業	貸付額
介護福祉士・社会福祉士修学資金	修学費用月額5万円以内、入学・就職準備金各20万円以内など
介護福祉士実務者研修受講資金	20万円以内
離職した介護人材の再就職準備金	40万円以内
介護分野・障害福祉分野就職支援金	20万円以内
福祉系高校修学資金	修学準備金3万円、就職準備金20万円など

※貸付には「連帯保証人が必要」などの条件があります。詳細はQRコードよりご確認ください。



お問い合わせは兵庫県社会福祉協議会福祉人材センター（人材貸付担当078・200・5210）まで。

お問ひ合わせは兵庫県社会福祉協議会福祉人材センター（人材貸付担当078・200・5210）まで。

本事業では、兵庫県内の福祉施設で働くなど、一定の要件を満たすことで、返済が全額免除となります。

本会では、介護・障害福祉分野への就労促進や就労継続の支援を目的に、資格取得や就職などに必要な費用を無利子で貸し付ける事業を行っています。

介護・障害福祉分野の資格取得や就職に必要な経費の貸付事業のご案内
（全額返済免除制度あり）

寄付・寄贈のお礼

今号では、昨年の12月以降に温かな善意をお寄せいただいた企業・団体を紹介します。

- 一般社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部様
より県社協に50万円の寄付
- 株式会社トヨタレンタリース兵庫様より県社協に車両1台、県内の社会福祉施設に車両4台、車いす9台の寄贈
- 一般社団法人生命保険協会兵庫県協会様より、県内市町社協に車両16台の寄贈
- 関西遊技機商業協同組合様より、県内市町社協に車いす8台の寄贈
- GETCHA!様より、県内市町社協に車いす4台の寄贈
- 一般社団法人親切会関西支部様より、県内のセルフヘルプグループ2団体に各4万円の寄付



一般社団法人生命保険協会兵庫県協会



株式会社トヨタレンタリース兵庫

温かな善意に対し、ここに感謝申し上げます。

～安心してボランティア活動をするために～ ボランティア・市民活動災害共済のご案内



年間掛金
1名につき
500円

傷害給付

ボランティア活動中の事故によるケガの補償
(通院1日4,200円・入院1日9,000円)

賠償責任給付

ボランティア活動中の事故により第三者の身体または財物に対する損害を与えた際の補償(5億円限度)

死亡見舞金

傷害給付の対象とならない事由で亡くなられた際に給付(10万円)

※所定の申込書と掛金を受付した翌日から、2025年3月31日までが加入期間となります。 ※2024年度補償内容です。
※新年度の加入申し込みは、2024年3月から受付を開始します。

お問い合わせ・加入申し込み先／最寄りの市区町社会福祉協議会のボランティアセンター
実施・運営主体／兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 TEL 078-242-4634 FAX 078-242-0297
取扱代理店／株式会社 兵庫福祉保険サービス TEL 078-735-0166 FAX 078-735-1890
引受保険会社／三井住友海上火災保険株式会社 TEL 078-331-2244